

一般職(県)及び指定職(国)の期末手当等と特別職(県)の期末手当の支給月数の推移

			H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
一般職(県)	期末手当	支給月数	4.00	4.05	4.05	3.75	3.60	3.55	3.50	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	2.75	(2.60)	
		改定月数	0	0.05	0	-0.30	-0.15	-0.05	-0.05	-0.50	0	0	0	0	0	0	-0.25	(-0.15)
	勤勉手当	支給月数	1.20	1.20	1.20	1.20	1.15	1.15	1.15	1.40	1.40	1.45	1.45	1.50	1.50	1.40	1.40	(1.35)
		改定月数	0	0	0	0	-0.05	0	0	0.25	0	0.05	0	0.05	0	-0.10	(-0.05)	
	計	支給月数	5.20	5.25	5.25	4.95	4.75	4.70	4.65	4.40	4.40	4.45	4.45	4.50	4.50	4.15	4.15	(3.95)
		改定月数	0	0.05	0	-0.30	-0.20	-0.05	-0.05	-0.25	0	0.05	0	0.05	0	0	-0.35	(-0.20)
特別職(県)																		
知事 副知事	期末手当	支給月数	5.20	5.20	5.25	4.95	4.75	4.70	4.65	4.40	4.40	4.45	4.45	4.45	4.45	4.10	4.10	
		改定月数	0	0(※1)	0.05	-0.30	-0.20	-0.05	-0.05	-0.25	0	0.05	0	0(※2)	0	-0.35	-	
	議長 副議長 議員	支給月数	4.00	4.05	4.05	3.75	3.60	3.55	3.50	3.30	3.30	3.35	3.35	3.35	3.35	3.10	3.10	
		改定月数	0	0.05	0	-0.30	-0.15	-0.05	-0.05	-0.20	0	0.05	0	0	0	0	-0.25	-
指定職(国)	期末手当等	支給月数	4.00	4.05	4.05	3.75	3.60	3.55	3.50	3.30	3.30	3.35	3.35	3.35	3.35	3.10	(2.95)	
		改定月数	0	0.05	0	-0.30	-0.15	-0.05	-0.05	-0.20	0	0.05	0	0	0	0	-0.25	(-0.15)

○ 知事、副知事は、一般職の期末手当及び勤勉手当に準じて改定を実施。

※1 平成9年度は、一般職の支給月数改定を実施しているが、国の特別職の支給月数改定が平成10年度からとされたため、同様に平成10年度からの改定とした。

※2 平成19年度は、一般職の支給月数改定を実施しているが、指定職の支給月数改定がなかったため、改定は未実施とした。

○ 議長、副議長、議員は、平成14年度までは一般職の期末手当に準じて、平成15年度からは国の指定職に準じて改定を実施。

○ H22の一般職(県)及び指定職(国)の支給月数は、それぞれ山梨県人事委員会勧告、人事院勧告で勧告された支給月数を記載。

※ 期末手当の計算方法

知事、副知事 : 給料月額 × ( 1 + 0.20(加算率) ) × 4.1(支給月) = 期末手当(年額)

議長、副議長、議員 : 報酬月額 × ( 1 + 0.20(加算率) ) × 3.1(支給月) = 期末手当(年額)

国(指定職) : 給料月額 × ( 1 + 0.45(加算率) ) × 3.1(支給月) = 期末・勤勉手当(年額)

一般職(県) : 給料月額 × ( 1 + 0.45(加算率) ) × 4.15(支給月) = 期末・勤勉手当(年額)  
(加算率:主任0.05~部長0.45)